

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	後期高齢者医療保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下妻市は、後期高齢者医療保険関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

下妻市長

公表日

令和7年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務	
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の規定に則り、対象者の資格管理、保険料の賦課管理、収納管理、滞納管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定に必要な要件の情報照会	
③システムの名称	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
後期高齢者宛名ファイル 後期高齢者特別対象者情報ファイル 宛名情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表 第85項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 <情報の照会の根拠> 117の項 <情報提供の根拠> 115の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	保健福祉部保険年金課	
②所属長の役職名	保険年金課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	下妻市保健福祉部保険年金課 茨城県下妻市本城町三丁目13番地 TEL:0296-43-2111(代表)	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	下妻市保健福祉部保険年金課 茨城県下妻市本城町三丁目13番地 TEL:0296-43-2111(代表)	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下妻市が保有する特定個人情報の適正な取扱いに関する規程に従い、特定個人情報を利用、管理している。また、特定個人情報を取り扱う際は、複数人で確認するなどし、人為的なミスが発生しないようリスク対策を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、物理的セキュリティや技術的セキュリティ等の対策を講じている。 ・書類やUSBメモリは、施錠可能な場所にて保管する。 ・USBメモリは事前に許可を得た媒体のみ使用可能となっている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I－5－②	保険年金課 折原 嘉行	保険年金課 松本 博	事後	
平成29年7月14日	I－1－③	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	事前	
令和4年10月1日	I－1－③ システムの名称	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事後	
令和4年10月1日	I－4－① 実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和4年10月1日	I－4－② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第81項 【情報提供の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第83項	空欄	事後	
令和4年10月1日	Ⅱ－1 対象人数	1万人以上10万人未満 平成31年1月31日時点	1,000人以上1万人未満 令和4年10月1日時点	事後	
令和4年10月1日	Ⅱ－2 取扱者数	平成31年3月31日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和7年7月1日	I－3 個人番号の利用	別表第一 第59項	別表85の項	事後	
令和7年7月1日	I－4－① 実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和7年7月1日	I－4－② 法令上の根拠	空欄	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表〈情報の照会の根拠〉117の項〈情報提供の根拠〉115の項	事後	
令和7年7月1日	I－7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	茨城県下妻市本城町二丁目22番地	茨城県下妻市本城町三丁目13番地	事後	
令和7年7月1日	I－8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	茨城県下妻市本城町二丁目22番地	茨城県下妻市本城町三丁目13番地	事後	
令和7年7月1日	Ⅳ－8 人手を介在させる事業	―	新設	事後	
令和7年7月1日	Ⅳ－11 最も優先度が高いと考えられる対策	―	新設	事後	